

平成29年10月6日
総務省北海道管区行政評価局

国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査

＜改善通知に対する改善措置状況＞

当局では、平成28年12月から29年3月にかけて、国の行政機関における障害者への配慮等を推進する観点から、来庁者が多いと考えられる道内の国の主な行政機関60機関を対象に、①障害者就労施設等からの物品等の調達状況、②障害者差別解消法に基づく障害者への合理的配慮等の取組状況、③庁舎のバリアフリー化の状況等について調査した結果（調査事項によって対象機関が異なる）、改善が必要な状況がみられたため、関係行政機関に対して改善意見を通知しました（平成29年4月26日）。

今般、当局の改善意見に対する関係行政機関からの回答を受理しましたので、その概要を公表します。

- 改善意見の通知日：平成29年4月26日
（通知先：上記60機関の上部機関20機関）
- 回答受理日：平成29年8月28日～9月29日

＜本件照会先＞

総務省 北海道管区行政評価局 評価監視部 第二評価監視官（山中）
電話：011-709-2311(内線3142) 011-709-1806(直通)
FAX：011-709-1843
メール：hkd21@soumu.go.jp

1 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

制度の概要等

- 障害者優先調達推進法(平成25年4月施行)に基づき、各省は、優先的に障害者就労施設等から物品や役務を調達する努力義務
 - 各省は、優先調達を推進するため、①調達目標の設定(※各省とも「前年度の実績を上回ること」と設定)、②障害者就労施設等に関する情報の収集、③随意契約の活用等について定めた「調達方針」を作成
- ※ 調達権限を有する27機関を対象に、障害者優先調達推進法が施行された平成25年度から27年度までの調達状況を調査

主な改善通知事項

- 障害者就労施設等の情報把握の充実、把握した情報に基づく調達候補案件の選定方針・考え方の整理により、障害者就労施設等から着実に調達できる手段の検討
(改善意見:27機関全機関)

主な改善措置状況

- 27機関のうち、情報把握の充実、調達候補案件の選定方針・考え方の整理により調達実績につながったものが10機関、改善措置を講じたもの(予定を含む)が12機関、検討中のものが5機関

2 障害者への配慮等の推進(ソフト面)

制度の概要等

- 障害者差別解消法(平成28年4月施行)に基づき、各省は、障害者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮の実施義務
- 各省は、合理的配慮を実施するため、同法に基づく基本方針に即して、行政機関の職員が障害者に適切な対応をとるよう、①研修の実施、②相談体制の整備、③マニュアルの活用等を内容とする「対応要領」を作成 ※ 調査事項により対象機関数は異なる。

主な改善通知事項

- 職員が障害者差別解消法についての研修を受講する機会を確保
(改善意見:43機関中4機関)

- 災害や事故が発生した際の障害者への誘導等について検討
(改善意見:60機関全機関)

- ホームページ等において相談窓口を公表
(改善意見:19機関中11機関)
- ホームページ等においてバリアフリー化情報を公表
(改善意見:60機関中34機関)
- 身体障害者補助犬の受入施設であることを明示
(改善意見:37機関中26機関)

主な改善措置状況

- 4機関全てにおいて研修の実施が検討され、1機関が研修を実施

- 60機関全てにおいて災害時等の障害者への誘導等について検討され、1機関が障害者の来訪を想定した防災訓練を実施

- 11機関のうち、公表したものが8機関、公表予定のものが3機関
- 34機関のうち、公表したものが28機関、公表予定のものが6機関
- 26機関のうち、明示したものが20機関、明示予定のものが6機関

3 障害者への配慮等の推進(ハード面(庁舎のバリアフリー化))

制度の概要等

- バリアフリー法(平成18年12月施行)等に基づき、国の庁舎については、障害者等に配慮したバリアフリー化基準に適合させる努力義務
- 当局は平成24年度に、点字ブロックの敷設や障害者用トイレ設備の充実など庁舎のバリアフリー化について調査し、改善を要する機関に対し改善意見を通知 ※ 調査対象機関は22機関

主な改善通知事項

- 速やかな改善措置を講じること
(改善意見：22機関(76事項)中12機関(31事項))
- バリアフリー法に基づく基準を踏まえた自主点検を実施すること
(改善意見：22機関中17機関)

主な改善措置状況

- 12機関のうち、改善したものが4機関、一部改善したものが2機関、改善を予定しているものが6機関
(31事項中、改善済み8事項、改善予定23事項)
- 17機関のうち、自主点検を実施したものが6機関、実施を予定しているものが10機関、実施に向け検討中のものが1機関

主な改善事項

(改善前)



(改善後)



インターホンまで点字ブロックを敷設

4 その他

(1) 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の推進

主な改善通知事項

- 点検結果を記録し、一定期間保管。また、点検者等は不在等の場合に備えた対応を検討し全ての開庁日に点検を励行
(改善意見：24機関中5機関)
- 共用のAEDを設置している管理官署は、できるだけ多くの入居官署の職員が講習を受講する機会を確保
(改善意見：24機関中1機関)



主な改善措置状況

- 5機関全てにおいて点検結果の記録・保管、点検者不在時の対応など措置を講じ改善
- 全入居官署に参加を呼びかけ講習を実施予定

(2) 受動喫煙防止対策の推進

主な改善通知事項

- 受動喫煙による健康影響等に関する正しい知識の普及により職員の意識の醸成を図るとともに、屋内喫煙室の廃止や屋外喫煙場所の設置の適否を検討
(改善意見：60機関全機関)



主な改善措置状況

- 60機関のうち、受動喫煙による健康影響等について職員への周知を実施済みのものが50機関、実施予定のものが5機関、検討中のものが5機関
また、屋内喫煙室を設置している47機関は健康増進法改正の動向を踏まえながら廃止等を検討予定